

# 豊かな弥彦村を創る会 (小林とよひこ後援会だより)

No. 1

平成 29 年 6 月 3 日

第 19 号

討議資料

フードコート、観光交流施設整備

また！ 弥彦村議会、賛成少数で否決

菊祭りオープン ご破算に！

春木建設が 2.2 億円で落札

⇒ 縁もゆかりもない業者の落札は容認できない

5 月 16 日 (火) 新潟日報

弥彦「おもてなし広場」施設 工事契約議案を否決 弥彦村村議会

弥彦村議会は 15 日、村議会を開き、3 月に一部オープンした「おもてなし広場」に建設予定の 3 施設の工事契約締結議案を、賛成少数で否決した。村は今後対応を協議するが、10 月下旬に予定している 3 施設の完成は大幅に遅れる見込み。

おもてなし広場フードコート等整備工事は、木造平屋建て。建築工事一式として、11 月の「弥彦菊祭り」までのオープンをめざす、工事は 150 日間。入札の参加条件は「新潟市西蒲区、三条地域振興局管内に本社、本店を置く」業者で、弥彦村の格付けが A に認定されているものとして、「下請け施工、資材調達については原則、地元業者に発注する」ように十分配慮する規定を設けた。12 日に行った一般競争入札には 4 社が参加し燕の春木建設が落札した。入札条件などについては 9 日の議会・全員協議会で説明。

\* 5 月 12 日 2 億 480 万円で春木建設が落札

予定価格 ￥216,000,000 最低制限価格 ￥194,481,481

小柳建設(株) 燕営業所 失格 173,500,000

(株)河村組 弥彦支店 失格 188,800,000

春木建設((株)) 落札 204,800,000

(株)吉田建設 213,000,000

## 5月15日 弥彦村臨時会 質疑(要旨)

**本多隆峰氏** …確認という意味で、入札条件の中で入札業者は格付けAでなければならぬことを、お伺いをしたいと思います。

**青木副村長** 村長から分割発注できないかという話もありましたが、分割発注するには合理的な説明が難しいこと、工期が短いこと、また技術的な問題などがあることを報告した。村として、一業者への一括発注をすることとした。その際、工事では地元業者へ十分な配慮をする。つまり、入札公募条件の中で、木工事、電気設備工事、機械工事にかかる下請け施工、工事資材調達等について、原則地元業者に発注するよう十分な配慮を求めた。

**村長** 村内業者から分割でやって欲しいという要望等もあったが、技術的に難しいということで、一括発注をせざるを得ないというふうに判断をした。

下請け発注については、村内業者を最優先にするよう指示した。立派で安全で、きちんとしたものをつくるためには、Aランクの業者にお願いすることにした。

地方創生については、山本幸三大臣がお見えになったときに、地方創生は稼ぐことですと明言されました。稼ぐためには条件が必要なので、その条件整備を進めているところです。農産物直売所ができ、人の流れが変わったのは事実であり、さらにフードコート等ができれば、大きく人の流れは変わると思います。

## 5月15日 弥彦村臨時会 討論(要旨)

**本多啓三氏**

…反対の立場で討論致します。…5月9日に開催されました全員協議会で、なに故に一括発注したのか、説明をもとめたところ、外構工事に難しい部分があるとの答弁がございました。その後、私も、知り合いの設計業者、土建業者に意見を求めたところ、木造平屋建て4棟の建築は、一般家庭よりも造作は簡単であり、建物の基礎設計ができていれば大丈夫とのことでありました。この計画案の概算工事費からしますと…村内業者で十分対応できる範疇であります。

…一括発注をし、弥彦村と縁もゆかりもない業者が落札するような発注は、到底容認できるものではありません。

今一度、分割発注のもとで入札をし、村内業者から請け負っていただくことを切に願うものであります。

# やひこ 豊かな弥彦村を創る会

No. 3

5月15日 弥彦村臨時会 閉会の挨拶

## 村長

11月のオープンは100%ダメになりました。これは議会の責任であります。…本多啓三議員から、村外の業者に出すのは、おかしいというお話がございましたけれど、吉田建設さん、弥彦村の大きな工事を昨年二つも落札(弥彦駅前旧観光ホテルの解体と農産物直売所)しました。本社は西蒲区にあります。しかし、そのときにそういった議論は、一つもございませんでした。…みなさんにお伺いします。政治ですから、反対があって、民主主義ですから多数決があって当たり前、それは分かっています。議会と執行部は弥彦村を良くするために、丁々発止やっているだけであって、特定の個人、特定の企業に対するものは一切ありません。…今日のように反対意見で否決されたら…。Aランクの土建業者村内にはございません。私は弥彦村のためを思っております。多数決ですから結果は仕方ありませんが、もう少し弥彦村のためをお考えいただきたい。

5月16日 三條新聞より

## 板倉恵一氏が賛成討論

大谷良孝前村長時代の弥彦体育館建設工事では指名競争入札の結果、最低制限価格のわずかの差で大手建設会社が落札し、議会で問題になったことを指摘。「今回の入札は制限付き一般競争入札。…何ら問題はない」と入札の公正性を訴えた。

## 花井温郎氏が賛成討論

花井氏は弥彦体育館の入札で予定価格と最低制限価格の差は2%だったのに対して、今回は10%で落札価格はその中間だったことを指摘し、「不適切な証拠が出てこない限り、この入札結果は尊重しなければならない。そうでなければ応札する業者は躊躇する。弥彦はまじめに入札しても議会がなんだかんだとイチャモンをつけて、話は通っていかない」といわれると村になる。

フードコート等整備工事請負契約の採決結果は、次の通りである。

「賛成」花井温郎 安達丈夫 柏木文男 板倉恵一 4氏

「反対」赤川幸子 小熊正 本多隆峰 本多啓三 田中満男 5氏

「弥彦村議会」 3月定例会 3月22日(水) 最終日

平成29年度一般当初予算

競輪会計調査費を削除 → 一部修正のうえ可決

新潟日報より

総額37億6千万円とする2017年度一般会計当初予算について、調査するための業務委託費450万円を除いた修正案を可決した。競輪特別会計に関して提案された調査費は、通算4度目の「否決」となった。村議会は、旧彌彦グランドホテル跡地に整備中の観光施設「おもてなし広場」の建設費に関する専決処分も不承認にした。

討論では

柏木氏は、昨年6月、9月、12月の3回にわたって個別外部監査、経営改善調査業務委託料が否決されたが、その都度、調査期間、委託金額が見直されてきたことを指摘し、「反対のみなさんの要望を聞いた中で期間の短縮、委託料の減額等の要望を聞いた中で当初予算に計上した。」と修正案に反対をした。

しかし、赤川、小熊、本多隆峰、田中満男、本多啓三5氏の賛成で修正案は可決する。

「弥彦村議会」 弥彦村臨時会 3月27日(月) 再議

「農産物直売所条例」 修正案・原案とも否決 ⇒ 廃案となる

設置条例は24日にオープンしたおもてなし広場の「農産物直売所やひこ」の設置目的や貸付料などを定めたもの。貸付けは「無償または時価よりも低い価格」としたが、3月の定例会では「適正な価格」(600万円)での賃貸とする修正案が可決された。

再議は、地方自治法176条に基づき、議決に異議があるとき村長は再議に付すことができる。通常の議決は2/1以上であるが、再議の場合は3/2以上の同意が必要。

再議の理由

適正な価格では、経営が困難になる。経営が安定するまで条例で賃貸料を決める。「農家所得の向上、観光振興を第一に極力運営の負担軽減をはかるため無償で貸し付けるようにするもので、これにより当村が農産物直売所の運営を応援しようとする姿勢が生産者にも伝わって生産意欲の増進、出荷生産者の広がりにもつながると考える。従って政策の事項に異議があることから再議を求めた。県の普通財産事務取扱要領に沿って算定した場合は年額6百万円になる。…修正案を提案した本多啓三議員は、副村長、総務課長をやって、実質村のナンバー2であった。村の行政は熟知されている。適正価格が6百万円になることは百も承知のはず」と批判した。

…さらに議員懇談会で村長が賃貸料を規則で決めればよいという意見がまとまり、議長を通じて村長に再議の取り下げを求める働きかけがあった。それに対して、「適正な価格は法律、規則、いろいろなものにのっかって、恣意的にやってはならないもの」である。「仮に月額10万円として、村民からその説明を求められた場合は説明できない」と反論した。修正案、原案ともに否決されたことで設置条例は廃案となる。

原案 = 「無償または時価より安い価格」 修正案 = 「適正な価格」(600万円)  
再議で修正案が否決された場合→再び、原案での採決が必要となる⇒原案を否決=廃案